

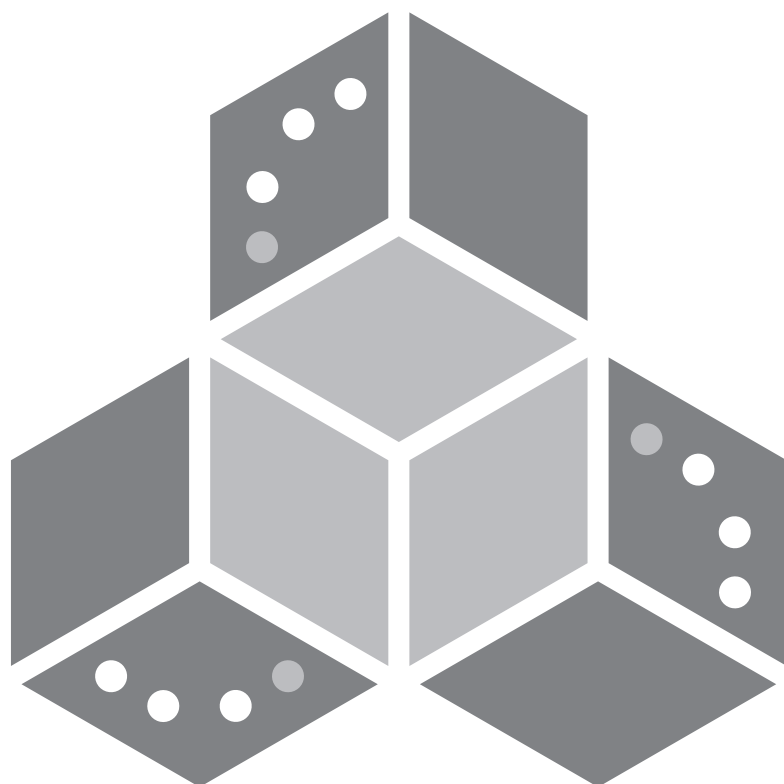
見本

学ぶ・わかる・みえる シリーズ 保育と現代社会

保育と日本国憲法

[第2版]

編集 橋本 勇人



見本

はじめに

本書は、大学・短期大学等の保育者養成課程（幼稚園教諭養成課程・保育士養成課程）を対象とした全15回の日本国憲法のテキストとして作成したものです。

私自身の日本国憲法のシラバスには20年来、「日本国憲法が価値秩序であること、同時に、合憲・違憲という実体（対象）を裁判所が審査する（観察者）違憲審査の仕組みなど、価値の大切さと科学性の両方を感じ取ってください」と記載してきました。ここでの価値とは、憲法、特に人権規定のもつ少数者の人権保障の価値や裁判所の役割を意味しています。その後、保育者養成の専門科目も担当するようになってからは、日本国憲法と幼稚園教育要領や保育所保育指針、さらには具体的な保育場面まで連続して考えなければならないという思いを強くするようになりました。今回共著者として共同作業に加わっていただいた先生をはじめ、保育者養成課程で日本国憲法を担当する多くの教員も同じ思いだと思います。

このような思いの原点は、芦部信喜先生が東京大学を退官される年に、はじめて慶應義塾大学で講義をされたときの感動を、地方で保育や福祉を学ぶ学生にも伝えたいということでした。その後、社会福祉・保育の分野に移ってからは、恩師であるノーマライゼーションの研究者でもあった中園康夫先生の「社会福祉はタンポポの綿毛のように柔らかく、優しいものだよ」という教えと、日本国憲法のもつ厳しさをどう調和させるか思い悩んできました。また同時に、憲法理論を正確に伝えようとするならば、社会福祉や保育を学ぶ者にとって遠心力として働いてしまうというディレンマに陥り、岡村重夫先生の「社会関係の主体的側面」の重要性を痛感していました。そういった思いのいくつかを論文にしていたところ、株式会社みらい荻原太志氏の目にとまり、出版のお誘いを受け今日に至りました。

本書の内容は、まず判例通説を中心としたオーソドックスな憲法理論にとどめています。その際、できる限り日本国憲法から幼稚園教育要領や保育所保育指針、さらには保育現場の実践まで一本の糸でつながることを心がけています。そして章末には、資格試験や採用試験にも対応できるように、正文からなる「確認テスト」を設けています。さらに理解を深めるために、「考えてみよう」を活用することで、主体的・対話的で深い学び（アクティブラーニング）を実践できるような構成となっています。

本書の執筆にあたっては、校正のご助言をいただいた三浦敬太氏をはじめ、株式会社みらいの方々にお世話になりました。また、このたびの『第2版』の刊行にあたっては、松井克憲氏にお世話になりました。この場を借りて、心から御礼申し上げます。

2026年2月

編者

見本

『保育と日本国憲法』テキストの特長と活用

- 本書は、幼稚園教諭や保育士養成課程の一般教養科目で学ぶ「日本国憲法」の科目に対応したテキストです。日本国憲法で扱う領域は、憲法の理念や概念、具体的な権利に加え、基本となる法学や政治制度の理解など、とても幅広くなっています。本書では、それらの内容を効率よく学べるよう構成し、保育者の視点から理解できるよう記述にも工夫を凝らして解説しています。
- 各章の導入部分には、保育者をめざす学生である「みらいさん」と日本国憲法の講義を担当する「はやと先生」が、その章のテーマについて、なぜ、その項目を学ぶのか、保育者とどのような関わりがあるのかを、会話形式で説明しています。この部分を最初に読むことによって、学ぶ内容や理解すべきポイントを把握できるようになっています。
- 各章の最後には、学んだ内容を振り返り復習するための「確認テスト」と、より発展的な学びにつなげる「考えてみよう」という課題を提示しています。課題は、本文をよく読めば必ず理解できるよう設定していますので、学習の振り返りに活用してください。なお、「確認テスト」の解答は巻末（p.189～）に掲載してありますが、スマートフォン等で見出しの横にある二次元コードを読み取ればその場で解答を確認することができます。
- 本書は、日本国憲法を理解するための入門的な位置づけです。より内容を深く理解したい、興味がわいてきた場合には、章末にある引用文献や参考文献をあたってみましょう。きっと新しい発見や多様な考え方に出会い、学びを深めていくことができるでしょう。



見本

もくじ

はじめに

『保育と日本国憲法』テキストの特長と活用

第1章 保育者をめざすみなさんと日本国憲法

1	保育者養成と日本国憲法	14
1	保育士養成・幼稚園教諭養成課程と日本国憲法	14
2	憲法の意味と種類	14
3	日本国憲法の基本原理	16
2	法学の基礎知識	17
1	わが国の法体系	17
2	保育や福祉と法律の関係	20
	確認テスト	22
	考えてみよう	23
	コラム ソクラテスと「法の支配」	24

第2章 日本国憲法とは—その成立と特徴、基本原理—

1	人権宣言の歴史と立憲主義	26
1	絶対王政から人権宣言へ	26
2	資本主義の進展と自由権の修正（社会権の登場）	27
2	大日本帝国憲法（明治憲法）から日本国憲法へ	29
1	明治維新と立憲国家の成立	29
2	敗戦と日本国憲法の成立	31
3	日本国憲法の特徴と基本原理	33
1	法の支配の貫徹	33
2	日本国憲法の三原則	34
	確認テスト	35
	考えてみよう	36

見本

第3章 人として生まれながらにもちうる権利

1	人権の享有主体性	38
1	自然人の人権	38
2	法人の人権	39
3	外国人の人権	39
2	人権の制約	40
1	人権制約の意味	40
2	公共の福祉の役割と具体的基準	41
3	日本国憲法の人権分類と適用	42
1	人権の中核概念「個人の尊厳」	42
2	人権体系の概要「具体的な人権」	43
3	人権体系の概要「包括的な人権」	44
4	日本国憲法の私人間への適用	45
	確認テスト	46
	考えてみよう	47

第4章 個人の尊重と幸せに生きる権利（幸福追求権）

1	憲法第13条の位置づけと法的性格	50
1	憲法第13条の概要	50
2	幸福追求権と「公共の福祉」	51
2	憲法第13条から導き出される人権—「新しい人権」—	52
1	新しい人権とは	52
2	新しい人権の例—環境権—	52
3	新しい人権を導き出す基準—幸福追求権の内容—	53
3	プライバシーの権利—判例が認めた「新しい人権」—	54
1	一般的人格権	54
2	プライバシーの権利の定義の移り変わり	54
3	個人情報の保護	56
4	自己決定権	56
1	自己決定権とは	56
2	自己決定権の内容	57
3	自己決定権を争った事件—「エホバの証人」輸血拒否事件—	57
4	自己決定権の問題点	58

見本

5 保育所・幼稚園等におけるプライバシーの権利と個人情報保護・・・58

確認テスト 59

考えてみよう 60

コラム 幸福追求権と自己決定権 61

第5章 法の下での平等

1 「平等」の意味—「平等」とは何か—……………64

1 形式的平等 64

2 実質的平等 64

2 憲法第14条……………64

1 憲法第14条の「平等」とは 65

2 憲法第14条における差別の禁止 65

3 「法の下での平等」に関連する事例 —「法の下での平等」の現代的課題—……………68

1 尊属殺重罰規定違憲判決 69

2 国籍・親子関係に関する事例 69

3 ジェンダーに関する事例 72

4 政治参加・経済活動・福祉に関連する問題 73

確認テスト 75

考えてみよう 76

第6章 自由に考え、信仰する自由 (思想・良心の自由、信教の自由)

1 思想・良心の自由……………78

1 思想・良心の意味 78

2 思想・良心の保障の内容 79

2 信教の自由……………83

1 信教の自由の意味 83

2 信教の自由の保障の内容 84

3 信教の自由の限界 85

4 政教分離原則 86

3 まとめ……………87

見本

確認テスト 88

考えてみよう 88

第7章 自由に学び表現する権利

1 「自由に学ぶこと」と「自由に表現すること」と権利……………90

- 1 「自由に学び表現する」ことについて 90
- 2 子どもの権利条約と「自由に学び表現する」こととの関係 90

2 「自由に学ぶ＝学問の自由」（憲法第23条）……………91

- 1 昔はなかった「学問の自由」 91
- 2 学問の自由の内容 92
- 3 学問の自由の限界 93
- 4 国民の教育権と国家の教育権 93
- 5 学問の自由って一体誰のものなんだろう 94

3 「自由に表現する＝表現の自由」（憲法第21条）……………95

- 1 表現の自由の構造 96
- 2 民主制の維持発展に不可欠な表現の自由の大切さ 97
- 3 表現の自由の限界 98
- 4 情報化社会とプライバシーの保護 99

確認テスト 99

考えてみよう 100

コラム 子どもたちの「自由に学び表現する権利」を尊重する指導 101

第8章 自由に職業や住む場所を選べる権利 （経済的自由権）

1 職業選択の自由……………104

- 1 職業選択の自由とはなんだろう 104
- 2 職業選択の自由を規制する考え方 105

2 財産権の保障……………108

- 1 財産権とは 108
- 2 財産権の保障に関する重要な判例の紹介 109

確認テスト 110

考えてみよう 110

コラム 資格がなければ保育士にはなれないわけ 111

見本

第9章 不安なく生きる権利

1	社会権と生存権の関係	114
1	社会権が登場した歴史的経緯	114
2	社会権のなかでの生存権の位置づけ	115
2	生存権はどのように具体化されているか	115
1	社会保障制度とは	115
2	社会保険	116
3	公的扶助	116
4	社会福祉	116
3	憲法第25条第1項の法規範性	117
1	第25条第1項の法規範性に関する学説	117
2	朝日訴訟	118
3	堀木訴訟	120
4	生活保護基準をめぐる2000年代の裁判	122
1	老齢加算・母子加算訴訟	122
2	生活扶助基準引下げ訴訟（通称「いのちのとりで裁判」）	122
	確認テスト	123
	考えてみよう	124

第10章 教育を受ける権利と義務

1	教育を受ける権利と義務	126
1	教育を受ける権利の性格	126
2	「能力に応じて、ひとしく」の意味	127
2	教育を受ける権利を保障する法体系	128
1	憲法と教育基本法	128
2	教育を受ける権利の具体化	128
3	義務教育と保育・幼児教育の無償化の問題	130
1	幼児期における学習権の保障	130
2	教育を受ける権利と保育・幼児教育の無償化	131
4	まとめ	132
	確認テスト	132

第11章 労働者の権利

1	勤労の権利	136
1	社会権としての勤労権	136
2	憲法第27条の性格と内容	136
3	労働条件の最低基準を定めた労働基準法	137
4	働く者の権利が争われた裁判	138
2	労働基本権	138
1	労働基本権の内容	138
2	公務員の労働基本権の制約	139
3	労働者の権利をめぐる最近の問題	140
1	様々なハラスメントと対策	140
2	「ディーセント・ワーク」(尊厳ある労働)の必要性	141
	確認テスト	142
	考えてみよう	142

第12章 国を治める仕組み(象徴天皇・国民主権、国会・内閣・行政・地方自治)

1	権力分立と三権分立	144
1	国民主権	144
2	象徴天皇制	144
3	三権分立制	145
4	直接民主制と間接民主制	145
2	国会の地位と組織	146
1	国会の地位	146
2	国会の組織—二院制—	146
3	国会の権能	147
4	国会の運営	149
5	国会議員の権能	150
3	参政権	151
1	選挙権と被選挙権	151

見本

2	選挙の種類	151
4	内閣の役割と権能	153
1	議院内閣制	153
2	内閣の権能	154
3	内閣の責任	155
5	地方自治	156
1	地方自治の本旨	156
2	地方公共団体の組織と権能	156
3	住民の権利	157
	確認テスト	158
	考えてみよう	158

第13章 裁判所の役割と仕組み (司法権、憲法の保障：違憲審査制)

1	司法権	160
1	裁判の種類（刑事・民事・行政事件の違い）	160
2	司法権の独立	161
3	司法権とは	162
4	具体的な争訟・法律上の争訟	162
5	司法権の限界	163
2	裁判所の組織と権能	163
1	裁判所の種類（特別裁判所の禁止）	163
2	最高裁判所の構成と権限	165
3	国民審査	166
4	裁判の公開	166
5	裁判員制度	167
3	違憲審査	168
1	違憲審査制	168
2	違憲審査の主体と対象	169
3	違憲判断の方法と判決（法令違憲・適用違憲）	169
4	違憲判決の効力	170
	確認テスト	170
	考えてみよう	171

第14章 平和主義と国を守ること —安全保障、自衛隊の存在—

1	平和主義	174
1	歴史のなかの平和主義	174
2	日本国憲法の平和主義	175
2	日本国憲法の前文および第9条第1・2項をめぐる現実	176
1	警察予備隊から保安隊へ、そして自衛隊へ	176
2	憲法と自衛隊・日米安全保障条約	177
	確認テスト	179
	考えてみよう	180

第15章 憲法的な人権尊重と福祉的な思いやり・優しさとの調和

1	保育者養成課程の学生調査からみた人権尊重の学び	182
1	判断する内容と方法	182
2	人権尊重のイメージ	182
3	人権尊重の本質	183
4	人権と人権が衝突した場合の判断	184
2	保育者に求められる人権尊重の意味	185
	考えてみよう	186
	コラム 公務員の人権	187
	コラム 日本国憲法と子どもの権利条約の意見表明権との関係	188

確認テスト 解答	189
索引	191
日本国憲法 (全文)	194

凡 例

本書では、判決や裁判所についての用語を、以下のように示しています。

最高裁判所大法廷判決	=	最大判	最高裁判所	=	最高裁
最高裁判所小法廷判決	=	最判	高等裁判所	=	高裁
高等裁判所判決	=	高判	地方裁判所	=	地裁
地方裁判所判決	=	地判	簡易裁判所	=	簡裁
簡易裁判所判決	=	簡判			

見本

第1章 保育者をめざすみなさんと日本国憲法

◆ 日本国憲法は、なぜ保育者にとって大切なのか？

はやと先生 みらいさんは、小学生から高校までに、日本国憲法について主に社会科を中心に学んできたと思うけど、その内容を覚えているかな？

みらいさん もちろんですよ！ 国民主権や基本的人権の尊重、平和主義の3原則は日本人として常識ですし、大事に守っていかなければならないことだと思います。

はやと先生 そうですね。私たちが、今、平和に暮らしているのも、日本国憲法という絶対的な法があり、国は憲法に反するいかなる法律も制定することはできないからこそですね。

みらいさん 日本国憲法は私たち一人ひとりが守らなければならない法というよりは、私たちの権利を保障したり、政治や行政など、国が守らなければならない法なんですね。

はやと先生 その通りです。例えば日本国憲法では、「職業選択の自由」が保障されています。だからみらいさんは、自分の意思で保育者になろうと決めることができるんですよ。

みらいさん なるほど。あまり深く考えたことはなかったのですが、憲法は私たち一人ひとりに深く関係しているんですね。ところで、日本国憲法は幼稚園の先生の免許をとるための必修科目になっていますが、それはどうしてでしょう？

はやと先生 それはね、教育の憲法ともいわれ、幼児教育の理念を定めている「教育基本法」の前文に「日本国憲法の精神にのっとり」と書かれています。したがって幼稚園教諭を含むすべての教員が日本国憲法についてより理解しておく必要があるからです。保育士を定めている児童福祉法も日本国憲法の定めを実現するための一つの法律ですから、やはり日本国憲法の理解が必要と考えられますね。

みらいさん 何だか憲法にすごく興味がわいてきました。

はやと先生 高校生までに習った日本国憲法は、基本的な憲法の位置づけや条文の意味を教わってきたと思いますが、この講義で学ぶ日本国憲法は、もう少し学問的な憲法の位置づけや憲法の条文が実際の裁判の判例としてどのように解釈されているのかを学びます。そして、幼稚園教諭や保育士の仕事と日本国憲法がどのようにつながっているのかを理解していきましょう。



1 保育者養成と日本国憲法

① 保育士養成・幼稚園教諭養成課程と日本国憲法

保育者（保育士、幼稚園教諭、保育教諭など）をめざすみなさんは、なぜ日本国憲法を学ばなければならないのでしょうか。

形式的には、幼稚園教諭養成をはじめとする教員養成課程において、日本国憲法が必修とされているからです*¹。これは教育に関する法体系が、日本国憲法を頂点とし、教育基本法で「日本国憲法の精神にのっとり」と規定され（前文）、その下に教育関係法規が規定されていることによります。他方、児童福祉法の系列にある保育士養成課程では、日本国憲法は必修となっておりません。しかし、幼保連携の影響もあり、実際上もA県では2010（平成22）年の時点で、保育士養成校16校（保育士資格のみの取得が1校、15校が幼稚園教諭免許状と保育士資格の取得）のすべてが日本国憲法を必修としていました。この傾向は全国的にも、さほど変わらないと推測されます。

では、保育者養成課程*²で日本国憲法を学ぶ実質的な意味は何でしょうか。筆者の日本国憲法のシラバスには20年来、「日本国憲法が価値秩序であること、同時に、合憲・違憲という実体（対象）を裁判所が審査する（観察者）違憲審査の仕組みなど、価値の大切さと科学性の両方を感じ取ってください」¹⁾と記載してきました。ここでの価値とは、憲法、特に人権規定のもつ少数者の人権保障の価値や裁判所の役割を意味しています。保育者養成課程の日本国憲法を担当する多くの教員も同じ思いだと思います。その後、保育者養成課程の専門科目も担当するようになってからは、日本国憲法と幼稚園教育要領や保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下、要領・指針）さらには具体的な保育場面まで連続して考えなければならないという思いを強くするようになりました。これが、保育者養成課程で日本国憲法を学ぶ実質的な意味であると考えています。

* 1 教育職員免許法施行規則第66条の6。

* 2 本書では幼稚園教諭養成課程と保育士養成課程を合わせて保育者養成課程と示しています。

② 憲法の意味と種類

▼立憲的な意味の憲法、成典憲法・硬性憲法・民定憲法

憲法というと聖徳太子の憲法十七条を思い浮かべるかもしれませんが、しかし、憲法十七条の内容は道徳や倫理であり、日本国憲法で取り扱う憲法とは異なります。ここでは、「立憲的な意味の憲法」、つまり1789年のフランス人

権宣言第16条で、「権利保障が確保されず、権力分立が定められていない社会は、すべて憲法をもつものではない」というときの憲法を指します。

また、憲法は次のように分類することができます。まず、憲法典という形をとっているか（成典憲法）、とっていないか（不成典憲法）に分けることができます。イギリスの憲法は多くの慣習法が存在する不成典憲法ですが、日本国憲法は、憲法典として定められた「成典憲法」です。

また、憲法は、その改正手続きから、軟性憲法と硬性憲法に分けることができます。軟性憲法とは、通常法律の改正と同じ手続きで改正できる憲法のことをいいます。これに対して、硬性憲法とは、通常法律改正より厳しい手続きが必要な憲法のことをいいます。憲法が最高法規ならば、改正手続きも法律より厳しくする方に整合性があります。

わが国の法律は原則として、衆議院・参議院の総議員の3分の1以上の国会議員が出席し、「出席議員」の「過半数」で議決した場合、成立・改正されます。これに対して憲法改正は、各議院の「総議員」の「3分の2」以上の賛成で国会が発議し、「国民に提案してその承認を経なければならない」とされています（第96条）。そうすると、日本国憲法は「硬性憲法」（硬性の硬性の硬性）ということになります。

さらに、憲法は誰が制定したかによって、欽定憲法と民定憲法に分けることができます。欽定憲法とは君主が制定した憲法であり、民定憲法とは国民が制定した憲法です。大日本帝国憲法（明治憲法）は、欽定憲法でしたが、日本国憲法は「民定憲法」です（前文）。

▼憲法の特徴

日本国憲法は、個人の尊厳（第13条前段）を頂点とした価値秩序であり、憲法自体も「最高法規」として法体系の最上位にあります（第10章〈第97～99条〉、とりわけ第98条）。そして、最高法規性を確保するために裁判所に違憲審査権、つまり「一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限」を与えています（第81条）。

また、憲法は国家の組織や権限の源となります。このことを、権限を授けるという意味で「授権規範」といいます。また同時に憲法は、国会や内閣、裁判所などの国家権力が憲法に反してはならないという縛りをかけています。このことを、国家権力を制限しているという意味で「制限規範」といいます。これらは表裏の関係にあります。憲法学の世界では、「制限規範としての性格がより強く現れる」²⁾と考えられています。ただし、保育者養成課程の場合、まず、日本国憲法から要領・指針までつながっているという授権規範としての憲法を理解し、その上で制限規範としての性格を忘れては

見本

ならないと考えるべきでしょう。

③ 日本国憲法の基本原理

▼基本的人権の尊重・国民主権・平和主義

日本国憲法の3つの基本原理は何でしょうか。

みなさんは、小学生の頃から、「基本的人権の尊重」「国民主権」「平和主義」と暗唱させられてきたのではないのでしょうか。人権は、国家からの自由（邪魔しないで、好きにさせて）としての「自由権」を基本に、自由競争による格差を国家による自由（国は生活を守ってなど）としての「社会権」によって修正しています（生存権・教育を受ける権利・勤労権・労働基本権）。そのほか、平等権、参政権、公務請求権（裁判を受ける権利など）が基本的人権として規定されています。

国民主権の意味は多様ですが、ひとまずアメリカ合衆国第16代大統領リンカーン（A. Lincoln）の有名な演説から「国民の、国民による、国民のための政治」くらいに理解しておきましょう。また、治める側と治められる側が一致すること（治者と被治者の自同性）ともいえます。国民の意思は原則として間接民主制を通して反映されます。具体的には、国民による選挙を通して国会議員を選出し（第43条）、国会議員が内閣総理大臣を指名し（第67条第1項）、内閣が最高裁判所の長たる裁判官を任命する（第6条第2項）という形です。そして、最高裁判所の裁判官の国民審査（第79条）などで例外的に直接民主制を採用しています。

そして、こうした基本的人権の尊重と国民主権を背後から支えるのが「平和主義」（前文および第9条）です。



見本

けがをした場合も同様です。保育者は、第1に刑事責任として業務上過失致死傷罪（刑法第211条）により拘禁刑や罰金刑などに処せられる可能性があります。第2に民事責任として、子どもとその家族から損害賠償の請求を受けます。第3に行政責任として、保育士資格の登録の取消しや名称使用の停止などを受けます。



確認テスト

- ① 立憲的な意味の憲法といえるためには、_____と_____が必要である。
- ② 日本国憲法は憲法典として制定された_____であり、改正手続きが法律より厳しい_____であり、国民が制定した_____である。
- ③ 日本国憲法は法体系のなかで最上位にある_____であり、これを確保するために、裁判所に_____を与えている。
- ④ 日本国憲法のなかでも_____が最上位にあるという考えがある。
- ⑤ 日本国憲法のように国家権力に権限を授けている規範のことを_____といい、国家権力を制限する規範のことを_____という。
- ⑥ 日本国憲法の3つの基本原理とは、_____・_____・_____である。
- ⑦ 少数者の_____と、多数者の_____が衝突した場合、少数者の_____が優先し、このことを立憲民主主義という。
- ⑧ イェリネックは、法は道徳の_____であると説明した。
- ⑨ わが国の法体系は、_____を頂点として、条約、国会の制定する_____、内閣の制定する_____、各省が制定する_____の順になっており、その下に国民に知らせる_____がある。なお、幼稚園教育要領や保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領は、_____である。
- ⑩ 国や地方公共団体内部の法律関係は_____であり、国や地方公共団体と私人との関係も_____であり、私人相互の関係が_____である。
(解答は189ページ、または二次元コードを読み取り)

考えてみよう

- ① クラスのなかに、言葉で説明してもなかなか理解できない発達障害のある園児が1人いて、勝手な行動が多くクラスの園児や保護者からその子とは別にしてほしいと声があがりました。その場合、あなたはクラスの園児や保護者の意向にしたがいますか、それとも別の行動をしますか。
- ② 上記のように考えた理由はなぜですか。現実的な思いと、憲法的な理由からも考えてみてください。
- ③ 実際に、1人の発達障害のある園児のニーズに対応することと、残りのクラスの園児や保護者の意向とを調整するために、あなたがどのような行動をすべきか考えてみましょう。

【引用文献】

- 1) 橋本勇人「医療・福祉・教育系大学における法学・日本国憲法教育の在り方（第1報）新たな法教育の流れの中での幼稚園教諭養成・保育士養成課程の課題」『川崎医療短期大学紀要』第30巻 2010年 p.50
- 2) 高橋和之『立憲主義と日本国憲法』有斐閣 2005年 p.16

【参考文献】

- 芦部信喜・高橋和之補訂『憲法 第6版』岩波書店 2015年
高橋和之『立憲主義と日本国憲法』有斐閣 2005年
鶴恒介「教育職員免許法上の『日本国憲法』必修規定とそこにおいて求められる学修内容についての考察」『千葉敬愛短期大学紀要』第39巻 2017年
橋本勇人「ボランティア活動中の事故と法的責任:法と道德の衝突」『旭川荘研究年報』第29巻1号 旭川荘 1998年
橋本勇人・品川佳満「医療・福祉・教育系大学における個人情報保護教育の授業展開と改善:法教育と専門科目・卒後教育との連続性をみすえた実践」『法と教育』第5巻 商事法務 2014年

コラム

日本国憲法と子どもの権利条約の意見表明権との関係

児童福祉法の2016（平成28）年改正では「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり」（第1条）と規定され、2022（令和4）年制定のこども基本法では「この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり」（第1条）とされています。さらに2024（令和6）年に改正・改称されたこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律では「日本国憲法第25条その他の基本的人権に関する規定、児童の権利に関する条約及びこども基本法の精神にのっとり」（第1条）と規定されました。

まず、この場合の憲法・条約・法律の相互関係ですが、わが国の通説では、憲法・条約・法律の順に上下関係があると考えられています。そうすると、日本国憲法・子どもの権利条約・各法律相互の関係を示すこれらの規定は、注意規定ということになります。次に、子どもの人権に関する憲法学の到達点をまとめると、次のように整理されます。①子ども（未成年者）も国民に含まれ、人権の享有主体であること、②人権制約の根拠は、公共の福祉による制限だけでなく、子どもの保護を目的とするパターンリスティックな制約にも求められ、その範囲は「限定された」ものでなければならないこと、③憲法第13条を中心とする人権の保障範囲は、一般的行為自由説（少数説）ではなく、人格的利益に限られるとする考え方が多数説であることの3点です。

さらに、近時注目されている「意見表明権」（子どもの権利条約第12条）について考えてみます。意見表明権を表現の自由の一つと考える立場もありますが、「自己決定権の前提として子ども自身の意思を反映させる適正手続きを求める権利」と考える立場が有力です。そうすると、日本国憲法では「人格的自律権（自己決定権）」（第13条）と、「適正手続きの保障（due process of law）」（第31条説と第13条説）がこれに該当することになります。

以上をわが国の法体系のなかで整理すると、①日本国憲法の人格的自律権（自己決定権）と適正手続きの保障がこの問題における最上位の規範であり、②子どもの権利条約における意見表明権がこれに続き、③法律レベルでは、例えば「意見表明権支援事業」（児童福祉法第6条の3第17項）などの規定がこれに位置づけられる、という関係にあるといえるでしょう。

【参考文献】

芦部信喜・高橋和之補訂『憲法 第八版』岩波書店 2023年

佐藤幸治『憲法 第三版』青林書院 1995年

高橋和之『立憲主義と日本国憲法 第6版』有斐閣 2024年

波多野里望『逐条解説 児童の権利条約 改訂版』有斐閣 2005年

永井憲一・寺脇隆夫・喜多明人・荒牧重人編『新解説 子どもの権利条約』日本評論社 2000年